

# 議員協議会

令和5年7月11日  
委員会室

## 1 開 会

## 2 理事者報告

- (1) 西脇市いじめ問題等対策委員会調査報告について
- (2) ミラノ視察の報告

## 3 各委員会からの報告

- (1) 文教民生常任委員会
- (2) 広報広聴特別委員会

## 4 各組合議会からの報告

- (1) 西脇多可行政事務組合議会
- (2) 北播衛生事務組合議会

## 5 議員研修報告

東野敏弘議員

「住民とのコミュニケーション～対話と発信力の向上～」

(J I A M研修)

## 6 その他

- (1) 議員名簿のホームページ掲載事項について
- (2) その他

# 令和5年度議会報告会

## 「議会と語ろう会」予定表

令和5年7月5日現在

日	自治会・団体	時間	場所	担当班
6月24日(土)	豊川町	19:00~	豊川町公民館	3班
7月03日(月)	仲之町	19:00~	コミュニティセンター-西脇区会館	5班
7月07日(金)	岡崎町	19:00~	芳田ふれあい館	3班
7月13日(木)	もっとすてきに“パートナー”委員会	19:30~	みらいえ会議室1	2班
7月14日(金)	野村町3区	19:30~	みらいえ多目的ホール	5班
7月15日(土)	日野町	19:00~	日野町公民館	5班
7月15日(土)	山手町	19:30~	山手町公民館	2班
7月18日(火)	商工会議所女性会	10:00~	西脇商工会議所	3班
7月20日(木)	黒田庄町岡	19:30~	岡あいあいセンター	5班
7月22日(土)	嶋	19:00~	嶋多目的集会所	3班
7月24日(月)	西脇中学校区PTA	19:30~	コミュニティセンター-西脇区会館	5班
8月04日(金)	西脇東中学校区PTA	19:30~	コミュニティセンター-比延地区会館 2階ホール	1班
8月21日(月)	黒田庄地区PTA	19:30~	黒田庄地区会館(黒っこプラザ)	3班
8月26日(土)	黒田庄町門柳	19:00~	門柳分館	4班
11月11日(土)	富吉南町	19:30~	富吉南町公民館	1班
11月25日(土)	大垣内	未定	大垣内公民館	4班

### ■共通テーマ

「西脇市に住み続けるために！」

～暮らし まちづくり 教育 子育て イベント…etc～

1班：◎寺北建樹、藤原桂造、藤原哲也 2班：◎村井正信、村岡栄紀、森脇久夫  
3班：◎浅田康子、高瀬弘行、杉本佳隆 4班：◎坂部武美、吉井敏恭、藤原秀樹  
5班：◎東野敏弘、高瀬 洋、岸本年裕

■議会報告会終了後1週間以内に報告書・写真を議会事務局へ提出してください。  
(報告書様式は、Zoho「ファイル→各種様式→その他」)

# 高校生議会 開催要項

## 1 高校生議会の目的

～西脇市議会が目指す主権者教育～

- ・若者に地域や政治への関心を高めてもらう。
- ・若者に主権者としての権利を理解してもらう。
- ・若者に地域への愛着を高めてもらう。

↓

生徒会活動、探究学習等を通じて地域の課題を解決  
学校が問題解決のシンクタンクとなる。

## 2 対象者

生徒数の割合により、西脇高校 8 人、西脇工業高校 5 人、西脇北  
高校 3 人の計 16 人を予定。生徒会活動や探究学習の一環として募集  
する。

## 3 開催時期

夏休みを中心に日程調整を行う。

## 4 場所

西脇市役所 2 階 議場

## 5 具体的な内容

- ① 3 高校の生徒が議員となって質問し、市議会議員が答弁する。
- ② 質問は 1 人 1 問とする。
- ③ 再質問をしてもよい。
- ④ 質問時間は概ね 3 分程度、再質問をする場合は 1 分程度とする。  
(答弁時間は含めない。)
- ⑤ 議長は高校生が担当する。
- ⑥ 議長は途中で 2 回交代し、各校 1 人が担当する。

## 6 全体の流れ

## (1) 事前調整

- ・市内3高校に挨拶に伺い、開催のお願いに行く。( 月～ 月)
- ・後日日程調整を行う。
- ・自分の住んでいるまち(学校のあるところ)の基礎情報を調べてもらう。
- ・その時に議会側からある程度大きなテーマを伝える。  
「地域を活性化するためには」「若者に定住してもらうためには」「西脇市に住み続けるために」「今、困っていること」「SDGsに関すること」など。
- ・高校生議員の選定は各高校にお願いする。
- ・インターネット配信、議会だより掲載を予定していることを伝える。(配慮を要する生徒がいる際は調整を行う。)

## (2) 事前説明・ワークショップ・質問書作成

### 【ワークショップ1回目】

- ・議会の仕組みや目的などを生徒に説明する。
- ・生徒たちが考えた質問内容や議会側からの大まかなテーマについて、議員と一緒に話し合い、一般質問質問書の概要を考える。
- ・次回のワークショップまでに質問書の作成を依頼する。

### 【ワークショップ2回目】

- ・1回目で話し合った内容を基に作成した質問書の加筆修正を行う。
- ・修正後の質問書の最終チェックをする。
- ・再質問したい場合、議員に相談し一緒に考える。
- ・質問通告書を提出する。(後日提出も可。本番10日前くらいまでに)

## (3) 答弁書作成

- ・議員に通告書を割り振り、答弁書を作成し提出する。(本番6日前くらい)
- ・議員の立場として答弁を作成

## (4) リハーサル(本番前日まで)

- ・全体的な流れの確認
- ・質問席までの動きの確認、声の大きさの確認

## (5) 高校生議会本番開催

- ・傍聴可能(議会だより等で告知)

## (6) 終了後

- ・生徒とともに高校生議会の反省会(本番終了1か月後)
- ・報告書は作成せず、議会だより等に掲載を行う。

西脇多可行政事務組合議会 第130回臨時会

令和5年7月11日

村井 正信

と き 令和5年5月31日（水）午後3時00分開会

と ころ みどり園・会議室

参加議員 岸本議員、藤原哲議員、高瀬洋議員、吉井議員、村井議員

議案第6号 令和5年度一般会計補正予算・第1号

内 容

1、 施設建設工事費86億 7,900万円を債務負担行為で令和6年度、7年度に支出する。

2、 財源

循環型社会推進形成交付金 22億 2,043万円

一般廃棄物処理事業債等 49億 5,360万円

一般財源 15億 497万円

事業債で交付税措置される金額を除く額と一般財源の合計額は、41億 7,315万円で、市町で実質負担する額は、西脇市が25億 2,765万円、多可町が16億 4,549万円となる。なお、多可町が多いのは過疎債（充当率 100%で70%は交付税措置）が多可町名義での収入となり、それを一般財源化しているため。

議案第7号 工事請負契約（（仮称）西脇多可新ごみ処理施設建設工事）の締結について

内 容

1、 別紙参照

2、 質疑

- ・施設の運営管理について、
  - ・3年間は契約の相手方が行う。
  - ・それ以後17年間は、改めて公募を行い17年間の一括契約とする。
  - ・契約金額は17年間とし、支出は年度単位とする。
- ・機器類は3年間補償、建屋は5年間補償、アスファルト防水は10年間補償
- ・運転は2炉を常時動かす。
  - ・処理能力 1炉24時間で26.3 t、2炉動かすと1日最大52.6 t
  - 現行炉は、1炉24時間で66 t、2炉動かすと1日最大132 t
- ・処理能力の小さい炉の選定は、分別等でごみの量が少なくなったため。
  - ・燃えるごみで西脇市と多可町の生活系ごみの処理量は  
2004(h16)年度 12,368 t → 2022(r4)年度 8,503 t
- ・事業系ごみ  
2004(h16)年度 5,875 t → 2022(r4)年度 4,303 t  
(2004年度は滝野町を含む)

## 工事請負契約の締結について

## 工事請負契約の概要等

- 1 工事名  
(仮称) 西脇多可新ごみ処理施設建設工事
- 2 契約金額  
金 8, 679, 000, 000 円
- 3 契約の相手方  
エスエヌ環境・美樹工業特定共同企業体  
代表者  
大阪市此花区西九条5丁目3番28号  
エスエヌ環境テクノロジー株式会社  
代表取締役 辻 勝久
- 4 工期  
議決の日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の方法 随意契約
- 6 事業者決定の流れ等
  - (1) 事業者決定方法  
公募型プロポーザル方式
  - (2) 募集公告 令和4年9月2日(金)
  - (3) 参加資格要件等
    - ア 西脇市競争入札参加資格者名簿又は多可町競争入札参加資格者名簿に登録されている者(追加登録可)。
    - イ 清掃施設工事に係る最新の経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
    - ウ 地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設工事(エネルギー回収施設とリサイクル施設)の元請けとして当該工事を完成させ、引渡し済みの実績を有すること。
    - エ 参加希望者は、単独事業者又はJVとする。
    - オ その他、(仮称)西脇多可新ごみ処理施設建設工事プロポー

ザル説明書による。

(4) 参加事業者数 2者

ア エスエヌ環境・美樹工業特定共同企業体（エスエヌ・美樹JV）  
（代表者）

エスエヌ環境テクノロジー株式会社【企業番号 もも】

（構成員）

美樹工業株式会社 北播磨営業所

（協力企業）

株式会社イマナカ

イ 三機・村本特定建設工事共同企業体（三機・村本JV）

（代表者）

三機工業株式会社【企業番号 さくら】

（構成員）

村本建設株式会社 神戸営業所

（協力企業）

三機化工建設株式会社

(5) 選定方法

参加資格要件審査により認定された者から提出された技術提案関係図書について、所定の選定基準に基づき西脇多可行政事務組合一般廃棄物処理施設整備委員会（以下「委員会」という。）において審査し、委員会により優先交渉権者を選定。

(6) 審査結果

表－1 総合評価点

参加事業者	評 価 点		
	非価格要素 ①	価格要素 ②	総 合 ③ (①+②)
エスエヌ・美樹JV	39.46	32.08	71.54
三機・村本JV	32.99	22.48	55.47

表－2 提案価格

予算額（税込）		8,700,000千円
提案価格	エスエヌ・美樹JV	8,679,000千円
	三機・村本JV	12,386,000千円

(7) 審査講評

別添「（仮称）西脇多可新ごみ処理施設建設工事公募型プロポー

ザル審査講評」のとおり

(8) その他

竣工後3年間の維持管理は、当該請負業者との随意契約を予定し、それ以降の17年間については、新たに長期包括運営委託事業者を選定する予定とする。なお、当該請負業者の参画を妨げるものではない。

工事概要等

1 工事場所

多可郡多可町中区奥中、徳畑地内

2 工事種別

清掃施設工事  
建築一式工事  
土木一式工事

3 工事概要

(1) ごみ処理施設棟

ア エネルギー回収施設 焼却方式（ストーカ式）  
52.6t/日（2炉×（26.3t/24h））  
イ リサイクル施設 7.5t/日（5h）

(2) 管理啓発棟

(3) 計量棟

(4) 車庫棟

(5) 洗車棟

(6) ストックヤード・コンテナ貯留ヤード棟

(7) 建築機械設備工事一式

(8) 建築電気設備工事一式

(9) 土木・外構工事

ア 土工

イ 基礎工

ウ 雨水貯留槽

エ 構内道路

オ 駐車場

カ 照明

キ 植栽



- ク 門・囲障土工  
(10) 関係図面は別添のとおり

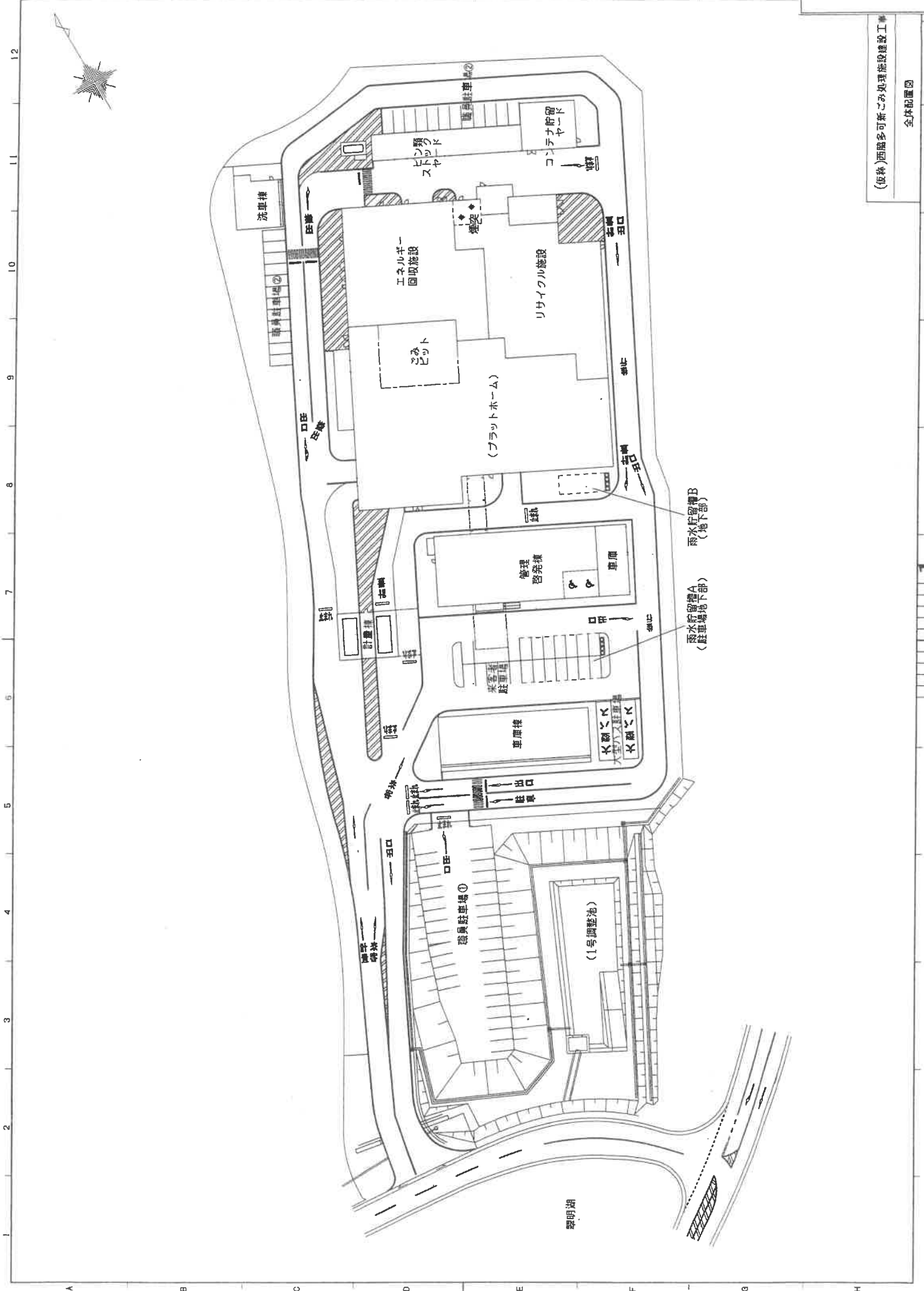
4 工事費の財源内訳

表 - 3 財源内訳

工事費	財源内訳 (千円)		
	交付金	起債	一般財源
8,679,000	2,220,430	4,953,600	1,504,970

5 建設工事スケジュール

- (1) 施設実施設計 令和5年度
- (2) 施設建設工事 令和6年度～令和7年度
  - ・ 試運転開始 令和7年12月開始予定
- (3) 供用開始 令和8年4月



## 北播衛生事務組合議会臨時会（報告）

令和5年7月11日  
高瀬 弘行

日 時 令和5年6月29日 午前10時  
場 所 北播衛生事務組合南部衛生公園 会議室  
担当議員 高瀬弘行、森脇久夫、村岡栄紀

### 【議案】

同意第2号 北播衛生事務組合監査委員の選任の件

議会選出 高坂 純子（小野市）

【全会一致で可決】

令和5年度 市町村議会議員研修

『住民とのコミュニケーション  
～対話と発信力の向上～』

研修日時 令和5年5月18日～5月19日

場 所 全国市町村国際文化研修所（J I A M）

主 催 財団法人 全国市町村研修財団

全国市町村国際文化研修所

報告者 東野敏弘

## 講義内容

### 【講師】 本間 正人 氏

京都造形芸術大学 客員教授・社会構想大学院大学客員教授・成人教育学博士

### 【内容】

#### 序 ー 教育学から学習学へ

- ・人間は学習する存在である
- ・いつでも、どこでも学べる ー 学ぶことは楽しい（年齢制限がない）
- ・学校教育と生涯学習（最終学歴より最新学歴の更新が人生を豊かにする）

#### 1. コミュニケーションの3つの機能

- (1) 理解を増やす ー 相手を理解する
- (2) 人間関係に影響を与える
  - ・フェイス・トゥ・フェイス・コミュニケーションが基本
  - ・人間関係に対する影響度は、言語コミュニケーションより非言語コミュニケーション（距離・視線・表情・動作・声）
- (3) 信頼関係を築く
  - 1) 聴く
  - 2) 言行一致
  - 3) 守秘義務

#### 2. コミュニケーションのポイント

- (1) 相手の立場（多様性）に立ったわかりやすい指示
- (2) 何も問題のない時にも意識的にコミュニケーションをとる
- (3) 信頼の3要素（聴くこと・言行一致・守秘義務）
- (4) 映像が浮かぶ具体性
  - \* ブラインドウォークや2人1組でのコミュニケーションの取り方の体験

#### 3. 傾聴のスキル

- ・共感欲求と有能性の証明欲求
- ・アクティブリスニング（あいづち・うなずき・くりかえし）

#### 4. 質問のスキル「ヒーローインタビュー」

インタビュアー ・相手の立場に立って、相手が答えやすい質問から始める。  
・映像が浮かぶように質問する。

ヒーロー ー ・一番頑張ったこと、いきいきやりがいを感じた時。  
・具体的に細かく映像的に話す。

\* コミュニケーションが人間関係を創る

ー 心と心の通い合うコミュニケーション

#### 5. 議員ニュースで気を付けるべきこと

- ・ 読んでもらえるかどうかが一番重要ー読者は一秒で決める。
- ・ 絶対に伝えるべきことは？ー情報を厳選する。
- ・ 文字を大きくする。多すぎる文字はダメである。

#### 6. ブログやFBで気を付けるべきこと

- ・ こまめに更新すること、日々発信する。  
(政治・行政・地域・趣味・個人的な記事)
- ・ 自問すべきこと  
読み手は誰？自分が最も伝えたいことは？どうすれば読み手の関心を引くことができるか？どのようにすればわかりやすく伝えられるか？  
印象に残る工夫。
- ・ 文字より図・グラフ・写真・イラスト、さらに動画の活用が良い。

#### 7. コーチングの基本的な考え方

- ・ 「教え込む」のではなく「引き出す」のがコーチング
- ・ 質問で引き出すので、質問の仕方が重要。
- \* コーチングの実践例を示される。また、2人1組コーチングを行う。

## 『住民とのコミュニケーション～対話と発信力の向上～』所感

東野 敏弘

私は、住民とのコミュニケーションをよりスムーズにとれるようになりたい、自分自身の議員力を高めたいと考え、市町村議会議員研修『住民とのコミュニケーション～対話と発信力の向上～』を受講しました。

講師は、京都芸術大学客員教授の本間正人氏でした。本間先生の講義は今回で2回目の受講でした。本間先生の軽妙な語り口で、立場・立場で話し方を変えられ、受講生を魅了していかれ、楽しく聞くことができました。参加型で講義を進めたいと言われたとおり、2人1組での対話や4人1組でのディスカッションなど、講義内容と同様、コミュニケーションをとった講義の進行でした。

コミュニケーションが持つ3つの機能とは、①理解を増やすことであり、②フェイス・トゥ・フェイスが基本で人間関係に影響を与え、③信頼関係を築くことができる。

次に、言語コミュニケーションのポイントとして、①相手の立場に立った分かりやすい指示、②急に指示するのではなく予告が大切、③相手に合わせて表現を変える、④何も問題のない時にも意識的にコミュニケーションをとる、⑤信頼の階段、⑥人を育てるために手を離す、の6点を挙げられました。このポイントをつかむために、2人1組で伴歩（目の見えない人に語りかけながら一緒に歩く）の練習を行いました。

続いて、傾聴のスキルを高めるためには、「あいづち、うなずき、くりかえし」であること、この3要素は、夫婦円満の秘訣でもあるそうです。質問のスキルを高めるためには、応えやすい質問から入り、映像が浮かぶように質問をすることだと話されました。質問のスキルを高める手法として、「ヒーロー・インタビュー」を2人1組で行いました。「自分がこれまでの人生で最も輝いたときはいつどんなことですか？」というインタビュー形式で行いました。相手の方のことが少しわかったように思います。

本間先生が力説された「コミュニケーションが人間関係を創る」、そのために、心と心の通い合うコミュニケーションが大切であることが少し理解できたように思います。

2日目は、議員ニュースやフェイスブック、ブログ等、議員の発信力の向上に関してでした。議員ニュースで気を付けるべきことは、①読んでもらえるかどうかが一番重要―読者は一秒で決める。②絶対に伝えるべきことは？―情報を厳選する。③文字を大きくする。多すぎる文字はダメである。

私の議員ニュース『架け橋』を読み返すと、文字が小さく、文字数が多すぎだということが一目瞭然です。

また、ブログやFBで気を付けるべきことは、①こまめに更新すること、日々発信する。（政治・行政・地域・趣味・個人的な記事）②自問すべきこと―読み手は誰？自分が最も伝えたいことは？どうすれば読み手の関心を引くことができるか？どのようにすればわかりやすく伝えられるか？③印象に残る工夫―文字より図・グラフ・写真・イラスト、さらに動画の活用が良い。

私の毎日更新しているブログも紹介されました。文字が多く、写真等が少なく、恥ずかしい思いがしました。

クライアントの問題解決の方法として、コーチングの典型的な進め方を実践も交えながら、説明されました。質問をして、目標の明確化を行い、次に現実把握と共に目標達成のために使えるツールも確認していきます。続いて、ベストな選択肢を選んでいきます。コーチングは、クライアントの問題解決に役立つだけでなく、コーチングしている人自身にも学びが生まれます。

コーチングは、①「教え込む」のではなく「引き出す」のがコーチング。②質問で引き出すので、質問の仕方が重要。このことがよく理解できました。

2日間の研修は、自分自身のこれまでの住民との接し方、これまでの議員活動を振り返るいい機会になりました。議員ニュースやブログの書き方も、実践的に反省することができました。



各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長  
( 公 印 省 略 )

候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について（通知）

「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（第32次地方制度調査会答申）において、昨今の地方議会議員のなり手不足に関し、地方議会議員の構成において性別や年齢構成の面で多様性を欠いていること、とりわけ人口の半分を占める女性の議員の割合が低いことが課題とされ、多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるように環境を整備する必要があるとされています。

こうした答申にかんがみ、選挙制度に関しても、プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれがあるとの指摘もあることから、標記について、国政選挙も含め取扱いの見直しを行うこととしました。

具体的には、公職選挙法第86条第13項、第86条の2第13項（第86条の3第2項で準用する場合を含む。）及び第86条の4第11項の規定による候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

また、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

第1 衆議院比例代表選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における名簿による立候補の届出があった旨の告示事項等について

- 1 衆議院比例代表選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における名簿による立候補の届出があった旨の告示事項は、次のとおりとしたこと。

(旧)	届出受理番号、届出年月日、名簿届出政党等、氏名（通称認定された場合は通称のみ）、 <u>性別</u> 、本籍の都道府県、 <u>住所</u> 、 <u>生年月日</u> 、職業、一のウェブサイトアドレス、重複立候補者については当該小選挙区名（衆のみ）、所属又は推薦の別（参のみ）
(新)	届出受理番号、届出年月日、名簿届出政党等、氏名（通称認定された場合は通称のみ）_____、本籍の都道府県、 <u>住所の市区町村まで（※）</u> 、 <u>年齢</u> 、職業、一のウェブサイトアドレス、重複立候補者については当該小選挙区名（衆のみ）、所属又は推薦の別（参のみ） (※) 指定都市は行政区まで

2 候補者情報のウェブサイト掲載については、次のとおりとしていること。

名簿届出政党等、氏名（通称認定された場合は通称のみ）、一のウェブサイトアドレス
---

第2 衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙における立候補の届出があった旨の告示事項等について

1 衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙における立候補の届出があった旨の告示事項は、原則として次のとおりとすることが適当であること。

届出受理番号、届出年月日、届出の別、氏名（通称認定された場合は通称のみ）、本籍の都道府県、住所の市区町村まで（※）、年齢、候補者届出政党（党派）、職業、一のウェブサイトアドレス (※) 指定都市は行政区まで
--

2 候補者情報のウェブサイト掲載については、原則として次のとおりとすることが適当であること。

(旧)	氏名（通称認定された場合は通称のみ）、 <u>性別</u> 、 <u>年齢</u> 、候補者届出政党（党派）、一のウェブサイトアドレス
(新)	氏名（通称認定された場合は通称のみ）_____、候補者届出政党（党派）、一のウェブサイトアドレス

3 なお、旧姓の通称申請があった場合は、戸籍の謄本又は抄本の確認をもって足りることから、当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを証するに足りる資料を求めることなく通称認定して差し支えないこと。

### 第3 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における立候補の届出があった旨の告示事項等について

- 1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における立候補の届出があった旨の告示事項は、原則として国政選挙の取扱いと同様とすることが適当であること。ただし、候補者住所については、選挙区の大きさ等に応じて住所の市区町村まで又は町字までとするなど、地域の実情を勘案して判断されたいこと。

届出受理番号、届出年月日、届出の別、氏名（通称認定された場合は通称のみ）、本籍の都道府県、選挙区の大きさ等に応じて住所の市区町村まで又は町字まで、年齢、党派、職業、一のウェブサイトアドレス

- 2 候補者情報のウェブサイト掲載については、原則として次のとおりとすることが適当であること。

氏名（通称認定された場合は通称のみ）、党派、一のウェブサイトアドレス

- 3 なお、旧姓の通称申請があった場合は、戸籍の謄本又は抄本の確認をもって足りることから、当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを証するに足りる資料を求めることなく通称認定して差し支えないこと。